

# つぶらな瞳で総務省

## 障害の情報提供制度について

JANOG42

高村 信 (総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課)  
松崎 吉伸 (株式会社インターネットイニシアティブ)  
外山 勝保 (インターネットマルチフィード株式会社)

# 今日のお題は

- 「障害の情報提供制度」
- 2017年8月25日 @Internet
  - 忘れもしない経路リーク
- 2018年1月26日 @JANOG41
  - 経路リーク議論から障害情報共有話
  - mazの一言「総務省出てこい！」

中山常務さま@ZTV(今回ホスト会社)  
「それなら呼んで差し上げましょう！」

- おなじみ  
総務省データ通信課 高村さん

**高村さん vs maz**

お役所代表 vs プロバイダ代表

## 安全・信頼性の向上

- ▶ [ホーム](#)
- ▶ [事故報告制度の概要](#)
- ▶ [重大な事故の報告](#)
- ▶ [四半期報告](#)
- ▶ [事故への該当に関する判断基準](#)
- ▶ [事故発生状況](#)

### 重大な事故の報告

以下に該当する電気通信事故を発生させた電気通信事業者は、電気通信事業法等の定めるところにより、事故の報告をすることが義務付けられています。（事故の報告を行わない又は虚偽の報告をした場合については、三十万円以下の罰金を科されることがあります。

**電気通信役務の提供を停止又は品質を低下させた事故で、影響利用者数及び継続時間が下図の基準を満たすもの等**

→ **速やかに状況を報告 + 30日以内に詳細報告**



3万人 and/or 2時間

# 「大規模なインターネット障害発生時の対策」

## ・総務省

- ・ 情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会
- ・ 2018年3月から検討(実際にはその前から下案を検討)

### 大規模なインターネット障害発生時の対策

5

- 大規模なインターネット障害やサイバー攻撃事案等、複数のネットワークに跨って障害が発生する事態において、電気通信事業者から速やかに障害等の情報提供を得られれば、総務省において、それらの情報をもとに全容を把握し、関係者との情報共有等を行うことにより、事態の早期沈静化を図ることができると考えられる。このような情報共有を効果的に実施するため、電気通信事業者と総務省との情報共有の在り方について検討を行った。
- また、大規模インターネット障害の防止又は被害の最小化のため、過去の同様の障害から得られた教訓を踏まえ、各電気通信事業者等に推奨すべき対策について検討を行った。

#### 検討結果(概要)

- ・ 以下の「情報共有の在り方」を踏まえ、関係する電気通信事業者団体において、ガイドラインに個々の事項の一定の方向性を整理した上で、各電気通信事業者の判断で詳細を定め実施することにより、実効性ある対応が期待できる。

#### 【情報共有の在り方】

- ✓ **情報の内容**  
発生日時、発生場所、発生状況、影響、対応状況等が想定されるものの、具体性や情報量は問わない。事態の早期沈静化が目的であることを鑑みれば、基本的には迅速性が優先されることから、発生した障害に係る全てを把握してからではなく、状況把握等に有益な情報であれば提供されることが望ましい。なお、提供される情報が混乱の原因とならないように留意する必要があるとともに、右表の観点を考慮した上で提供されることが望ましい。
- ✓ **統報の必要性**  
原因説明や復旧に有益な情報であれば統報されることが望ましい。総務省側での調査の状況に応じて統報の協力をお願いすることがある。なお、一報した全ての障害について最後まで情報提供を求めることはしない。
- ✓ **通信手段**  
電話、メール、FAXのいずれでも可とする。事業者から総務省への情報提供は、基本的には既存の連絡窓口（24時間、365日対応可能※）に行うこと（総合通信局が既存の窓口の場合は総合通信局へ）とし、本省と総合通信局の間でも情報共有を行うこととする。 ※ 事業者側に24時間、365日の対応をお願いするものではない。
- ✓ 他の電気通信事業者や自社のサービスを利用する法人ユーザーへの影響の可能性に係る情報を可能な範囲で提供。

情報共有時に考慮いただくことが望ましい観点

利用者に広く周知可能な情報が国民生活センター等に共有できる情報か

他の電気通信事業者に共有できる情報か

- ・ 誤送信された経路情報の受信防止及び不要な経路情報の送信防止に係る対策等について、「情報通信ネットワーク安全信頼性基準」等に規定し、各電気通信事業者等の実施を促すこととする。

# 「大規模なインターネット障害発生時の対策」

- 電気通信事業者から速やかに障害等の情報提供を得られれば、総務省において、それらの情報をもとに全容を把握し、関係者との情報共有等を行うことにより、事態の早期沈静化を図ることができる
- 過去の同様の障害から得られた教訓を踏まえ、各電気通信事業者等に推奨すべき対策について検討

## 大規模なインターネット障害発生時の対策

5

- 大規模なインターネット障害やサイバー攻撃事案等、複数のネットワークに跨って障害が発生する事態において、電気通信事業者から速やかに障害等の情報提供を得られれば、総務省において、それらの情報をもとに全容を把握し、関係者との情報共有等を行うことにより、事態の早期沈静化を図ることができると考えられる。このような情報共有を効果的に実施するため、電気通信事業者と総務省との情報共有の在り方について検討を行った。
- また、大規模インターネット障害の防止又は被害の最小化のため、過去の同様の障害から得られた教訓を踏まえ、各電気通信事業者等に推奨すべき対策について検討を行った。

### 検討結果(概要)

- 以下の「情報共有の在り方」を踏まえ、関係する電気通信事業者団体において、ガイドラインに個々の事項の一定の方向性を整理した上で、各電気通信事業者の判断で詳細を定め実施することにより、実効性ある対応が期待できる。

#### 【情報共有の在り方】

- ✓ **情報の内容**  
発生日時、発生場所、発生状況、影響、対応状況等が想定されるものの、具体性や情報量は問わない。事態の早期沈静化が目的であることを鑑みれば、基本的には迅速性が優先されることから、発生した障害に係る全てを把握してからではなく、状況把握等に有益な情報であれば提供されることが望ましい。なお、提供される情報が混乱の原因とならないように留意する必要があるとともに、右表の観点から考慮した上で提供されることが望ましい。
- ✓ **統報の必要性**  
原因解明や復旧に有益な情報であれば統報されることが望ましい。総務省側での調査の状況に応じて統報の協力をお願いすることがある。なお、一報した全ての障害について最後まで情報提供を求めることはしない。
- ✓ **通信手段**  
電話、メール、FAXのいずれでも可とする。事業者から総務省への情報提供は、基本的には既存の連絡窓口（24時間、365日対応可能※）に行うこと（総合通信局が既存の窓口の場合は総合通信局へ）とし、本省と総合通信局の間でも情報共有を行うこととする。 ※ 事業者側に24時間、365日の対応をお願いするものではない。
- ✓ 他の電気通信事業者や自社のサービスを利用する法人ユーザーへの影響の可能性に係る情報を可能な範囲で提供。

情報共有時に考慮いただくことが望ましい観点

利用者に広く周知可能な情報が国民生活センター等に共有できる情報か

他の電気通信事業者に共有できる情報か

- 誤送信された経路情報の受信防止及び不要な経路情報の送信防止に係る対策等について、「情報通信ネットワーク安全信頼性基準」等に規定し、各電気通信事業者等の実施を促すこととする。

お国から言われると、  
我々は身構えちゃいますよね 😊💧

- 今日には両代表の激論だけでなく、  
会場のみなさんの参戦で、  
インターネット障害時の情報共有の  
ありかたを一緒に考えていきましょう！

# Outline

- 8月の事象 ISPの現場（maz）（前回のおさらい）
- 8月の事象 総務省の現場（高村さん）
- 8月の事象を受けて、総務省の思い（高村さん）
- 障害報告に関するISPの思い（maz）
- 議論（高村さん、maz、外山）
- 会場を巻き込んだ議論
- まとめ